

「意志の自由」についてのアウグスティヌスの理解 — 『譴責と恩恵』を中心に—

菊地伸二

はじめに

アウグスティヌスにおける自由の問題を考察するとき、わたしたちはそれを悪の問題と無関係に扱うことは困難である。悪の原因を、厳密な意味での自己の、いわば外側にある物質的なものに求めていたマニ教徒の時期から、その立場を離れ、自己の内面へと探求を進め、自らの意志のうちに、まさしくその原因を求めるようになった事情については、『告白録』に記されている通りである。

爾来、自由意志乃至は意志の自由を探求することがアウグスティヌスの一つの課題になっていくのであるが、その中で、本当に意志は自由なのであろうか、あるいは、意志は自由であると言えるとしてもどの程度に自由なのか、ということがそのすぐ後に控えている問題であった。

そして意志の自由ということについて、アウグスティヌスは最終的にはどのように考えていたのかということに目を向けるとき、かれの最晩年の著作の一つである『譴責と恩恵』の最初の部分で述べられている次の言葉がヒントになるように思われる。

したがって、わたしたちは悪をも善をもなすための自由意志を持っていることを承認しなければなりません。

しかし悪をなすにあたってはいかなる人も義に拘束されなくて罪の奴隷なのですが、善をなすにあたってはいかなる人も、「もし子があなたがたを自由にならしめるのであれば、あなたがたは真に自由になるであろう」と述べられた方によって自由になるよう解放されていないならば、自由ではありえないのです⁽¹⁾。

この第一文である「したがって、わたしたちは悪をも善をもなすための自由意志を持っていることを承認しなければなりません」という文章から、自由意志とはわたしたちが善悪を行うときに働くものであることをまずは確認しておきたい。そし

てその上で、そのような自由意志の存在を、アウグスティヌスはその最晩年に至るまで容認していたことも併せて確認しておきたい。

それでは第二文である「しかし悪をなすにあたってはいかなる人も義に拘束されなくて罪の奴隷なのですが、善をなすにあたってはいかなる人も、『もし子があなたがたを自由にならしめるのであれば、あなたがたは真に自由になるであろう』と述べられた方によって自由になるよう解放されていないならば、自由ではありえないのです」という文章についてはどのように理解したらよいのであろうか。

たしかに、自由意志は善悪を行うときに働くものであり、そのような存在は認められているものの、しかし、人間が悪を行うときと善を行うときとは、その事情が異なっていることがここでは言われている。言葉を変えて表現するならば、悪を行うときには、自由意志は何ら拘束を受けることなく、その自由さを発揮することができるが(表現としては、罪の奴隷と言われてはいるが)、善を行うときには、自由意志はそれだけでは、何らその自由さを発揮することができないと言われていている。善を行うときに注目するならば、これはもはや自由意志とは呼べないのではないか、という疑問が直ちに生じてくることもやむを得ないであろう。

しかし今は、少なくとも二つのことを確認しておきたい。

一つは、ここで言われている「わたしたち」とは、いわゆる原罪の結果、樂園を追放され、この地上に生きる、このわたしたち人間の在り方を示すものとして言われていることである。

もう一つは、「自由」という言葉のうちに、意志によって悪または善を行うことができるという意味とともに、意志ないしはその主体がある状態から解放されている在り方という意味も含まれているということである。

本論文では、『譴責と恩恵』のこの箇所を示された「わたしたちの自由」をめぐる記述を出発点として、とくに『譴責と恩恵』において、「意志の自由」とはどのようなこととして理解されているのかを検討してみることにしたい。

以下、次の順序で論を進めていくことにする。

第1章 セミ・ペラギウス主義論争と『譴責と恩恵』

第2章 『譴責と恩恵』の構成とその概要

第3章 譴責と人間存在の段階

第4章 「意志の自由」をめぐる

第1章 セミ・ペラギウス主義論争と『譴責と恩恵』

さて、アウグスティヌスの『譴責と恩恵』という作品であるが、これは、大きくいうならば、ペラギウス論争、より正確には、そのうちのセミ・ペラギウス主義論争に関わる作品である。

ペラギウス（あるいはペラギウス主義者）との論争とは、ある意味で人間のうちの本性をどのように捉えるかということをめぐる論争でもあり、主として救済に必要なのは人間の自由意志か、それとも神の恩恵か、という形で展開したが、それに対してセミ・ペラギウス主義者との論争は、救済において自由意志と恩恵の両者を基本的に認めながらも、それらを如何に関係づけるか、ということをめぐる展開したといえる。じっさいアウグスティヌスは、セミ・ペラギウス主義論争も含め、このペラギウス主義論争全体に、じつに晩年の約20年間を費やしている。

さて、論争の具体的経緯であるが、412年に始まったアウグスティヌスと、ペラギウスおよびカエレスティウスとの間で起こったこの論争は、418年のカルタゴ教会会議においてペラギウス等の説が断罪されることによってひとまず終結をみた。しかしながら、ペラギウスの見解に共感を示す人はけっして少なくなく、そのうちの一人であるエクラスムの司教ユリアヌスが、アウグスティヌスの新しい対戦相手として論争は再開することになる。しかもそれは、アウグスティヌスが死ぬまで続く長期戦でもあった。

ところで、こうしたペラギウス主義者のようにカトリック教会に対して異端的な運動を展開しな

かったとはいえ、その思想のうちにペラギウス主義的な傾向を帯びていたことから、セミ・ペラギウス主義者という名をつけられることになる新たなグループが420年代の半ば頃に登場する。そのきっかけは、アウグスティヌスが418年に、後に教皇となるシクストゥスに宛てて書かれた書簡（『書簡』194）にある。ちなみにその内容は、自らがペラギウス主義的な見解をもっているのではないかと懸念していたシクストゥスに対して、そのような傾向はまったく見られず、むしろその反対であるから自信をもって牧会にあたることを激励したものであるが、その書簡は人びとのあいだでも大いなる賛美をもって読まれることになる。しかし、それを目にした人びとのうちで、とくに、ハドルメートゥムの修道士たちの中に、アウグスティヌスは、恩恵と功績とを峻別し、恩恵をあまりにも重んじるあまり、結果的には自由意志を否定することになるのではないかと、という批判が持ちあがった。

その批判は、修道院の属している管轄地区を混乱に陥れ、アウグスティヌスのところに当事者たちから相談が持ちこまれたため、その紛糾をいわば収拾すべく『恩恵と自由意志』が著わされることになるが、その後も、その修道院では批判はやまなかったため、引き続いて著わされたのがこの『譴責と恩恵』であった。さらにその後も、南フランスにおいて、『恩恵と自由意志』や『譴責と恩恵』が批判されていることをアウグスティヌスはプロスペルとヒラリウスから知ることになる。なかでも、かれの予定説と堅忍の理解に対する批判があがっており、それに応答しようとして書かれたのが『聖徒の予定』と『堅忍の賜物』である。

以上、『恩恵と自由意志』『譴責と恩恵』『聖徒の予定』『堅忍の賜物』の四つが、セミ・ペラギウス主義論争に関わる作品と言われている。

さてそこで、『譴責と恩恵』についてであるが、その執筆の動機については『再考録』で次のように言われている。

あそこでは、ある人びとが、神の戒めを実行していない場合でも、だれもその当人を譴責すべきではなく、ただそれを実行するようにかれのために祈るべきである、と主張していることが報告されたので、『譴責と恩恵』と

いう表題を付したもう一つの書物を同じ人たちのためにわたしは再び書いた⁽²⁾。

つまり、かれらの主張するところによれば、弱い意志は、功績なしに回心を引き起こす恩恵をまずもって必要とし、恩恵を受けてからも共働する恩恵によって善き行いをするのが可能なわけであるから、弱い意志としてできることは、戒めを実行するために恩恵を祈り求めることであり、それに対する譴責は不要なのではないか、という疑義が差し挟まれたわけである。

このような批判に対して、アウグスティヌスはどのようにレスポンスをしたのであろうか。次章では、『譴責と恩恵』の構成とその概要について述べることにしよう。

第 2 章 『譴責と恩恵』の構成とその概要

『譴責と恩恵』の構成については、大きくは二つの部分に、それに序文と結びを加えるならば、四つの部分に分けることが可能である。

すなわち、序文 (1.1~3.5) の後に、第一の部分では、譴責に対する全般的な異議に答え (4.6~9.25)、第二の部分では、譴責の必要性を、人間の在り方に即して、すなわち、最初の人間における状態とキリストによる救済の状態に分けながら論じ (10.26~13.42)、最後に、全体としての結び (14.43~16.49) となっている。全体の構成に即して、より詳しく見ていくことにしよう。

序文の 1 章から 3 章では、1 章 1 節では、ハドルメートゥムの修道院の人びとに対して、すでに『恩恵と自由意志』という著作が送られていることが言われ、それを繰り返し読みながら著者であるアウグスティヌスの真意をつかんでほしいことが述べられる。同章 2 節では、先に引用した「したがって、わたしたちは悪をも善をもなすための自由意志を持っていることを承認しなければなりません。しかし悪をなすにあたってはいかなる人も義に拘束されないう罪の奴隷なのですが、善をなすにあたってはいかなる人も、『もし子があなたがたを自由にならしめるのであれば、あなたがたは真に自由になるであろう』と述べられた方によって自由になるよう解放されていないならば、自由ではありえないのです」という言葉が述べられる。さらに、「いかなる人も罪の支配から解放

されて自由になれば、もはや解放者の助けを必要としないというのではなく、むしろ逆に『あなたがたはわたしなしには何事をもなしえない』と言われる解放者の声を聞いて自らも『わたしの助け主であってください、わたしを見捨てないでください』と言わなければならないのです」と付加されている。ここでは、この地上でのわたしたちの「自由意志」乃至は「自由」の在り様が記されていると言ってよいであろう。

2 章では、イエス・キリストによる神の恩恵について述べられる。そこでは、「その恩恵によってのみ人間は悪から解放されるのであり、その恩恵なしにはいかなる人も、思考によっても、意志や愛によっても、行為によっても、まったく善をなすことはできない」と言われる。また、「その恩恵は自らを示すことによって、人間が何をなすべきかを知るようにさせるばかりでなく、自ら助けることによって、人間が自分の知っていることを、愛をもってなすようにさせる」と言われる。また、善き意志と業の霊的促進を祈り求めた使徒については、「かれはまた、自分が植え、水を注ぐことによって公けに行っていたこれらすべてが、もし成長を密かに与えてくださるお方が、かれらのためにしている自分の祈りをかなえてくださらないならば、効果のないことを知っていました」とも述べている。

このことから「もしこのことを実行するのがわたしたち自身でなく、意欲を起し行うようにわたしたちのうちにあつて働く神であるならば、どうしてわたしたちは悪を避け善をなすように警告され、命令されるのか」というような誤解をする人に対しては、「人は、行うべきことをなしとげられるように神の霊によって導かれることを理解しなければならぬ」こと、「自分がなしとげたときには自分を導いたお方に感謝しなければならぬ」ことが言われ、「人は自分が行うように導かれたのであって、自分が何も行わないということではないこと」、「人には何を行うべきかが示されるのは、人がそれを行うべき仕方、すなわち、義に対する愛と喜びをもって行うとき、主が与えられた甘美な恵みを、人が自らいただいたことを喜ぶためであること」が言われる。

3 章では、「わたしたちの上長は、わたしたち

に何をなすべきかということをも命令だけすればよいのであって、その後はわたしたちがなしうるようにとわたしたちのために祈るべきである。だがわたしたちがなしとげなかったとしても、わたしたちを譴責したり、非難したりすべきではない」という異議に対しては、「かれが命じるのは、愛をもつためであり、かれを譴責するのは、愛をもっていないからであり、かれが祈るのは、愛が豊かになるためである」と言われる。また、「命令において何を持つべきかを知り、譴責において自分の悪徳によって自分が愛を持っていないことを知り、祈りにおいて、あなたが持ちたいと欲するものをどこから受け取るのかを知りなさい」とも言われ、譴責することの一定の有効性、必要性、意味が主張されるのである。

第一の部分、すなわち4章から9章では、譴責に対する全般的な異議に対して答えられる。譴責を受けることに対する異議については大切なところなので、少し長くなるが引用することにしよう。

わたしのなすべきことをわたしに命じなさい。わたしがなしたら、わたしに代わってわたしがそれをなすようにしてくださった神に感謝しなさい。しかし、もしわたしがなさなかったとしても、わたしを譴責すべきではなく、神がお与えくださらなかったもの、すなわち神の掟をなさしめる神と隣人に対する聖なる愛そのものを、神がわたしに与えてくださるように祈るべきである。わたしがこの愛をいただけるように、またこの愛によって心から善き意志をもって神の命じられることをなすうように祈ってください。しかし、もしわたしが自分のとがによってこの愛を持っていないのであれば、すなわち、わたしたち自身がこの愛を自分に与えたり受け取ったりできるのに、それをしなかったり、神が与えてくださっているのに、わたしがそれを受け取るのを欲しなかったというのであれば、わたしが譴責されるのは当然であろう。ところで、意志そのものが主によって調えられるのであるから、わたしが主の掟をなそうと欲しないのがわかっているからといって、どうしてあなたはわたしを譴責するのか。むしろ、あなたはどのようにして神がわたしのうちに、

欲するということを実現してくださるように祈り求めてくれないのであろう(4.6)。

このような譴責に対する異議に対して、アウグスティヌスは反論する。

たとえば、罪人にはよい行いをなすうの恩恵が与えられていないので、罪人のために祈るだけで十分である、ということに対しては、罪人の責任を指摘することによって答えている。また、従順の賜物をもっていないために不従順であるという場合にも、その不従順である悪しき意志のゆえに、呪うべき根源は譴責されるべきであると答えている。さらに、堅忍の賜物を受けていないために悪しき生活に陥った者に対しても、自分の意志によって、善き生活から悪しき生活に変えられたのであるから、譴責を受けなければならぬと言われる。

たしかに、堅忍の賜物は、神の測りがたい選びの計画に属するものであり、誰に与えられ、誰に与えられないかについては未知のことであるが、譴責する人は、譴責される人が招かれているかは知らないけれども、自分自身は、なすべきであると知っていることを、聖なる愛をもってなすべきなのである。少なくとも、譴責する人は、このような人が譴責されるべきであり、将来、神が憐みを垂れられるか、審きが行われるであろうことを知っているものであり、その点からも、譴責の必要性が主張されるのである。

第二の部分では、新たな反論が取り上げられている。具体的に述べると次の通りである。

かれが欠陥なくして造られたあの正しい状態にあって、もし、堅忍を持っていたならば、疑いもなく、その状態のうちに堅忍したのである。もし、かれが堅忍したのであれば、まったく罪を犯さなかったのであり、そのかれの正しい状態をも、神をも捨て去らなかつたはずである。しかし、かれが罪を犯し、善を捨て去る者となったことは、真理が証明している。それゆえ、かれはその善における堅忍を持っていなかった。しかもかれが持っていなかったのであれば、まったく受け取ってなかったのである。どうして堅忍を受け取っていたのに、堅忍しなかつたことがあるのか。さらに、かれが堅忍を受け取っていないゆえ

に持っていないのであれば、受け取っていないかれば、自分が堅忍しないとしても、どうして罪を犯したことになるのか。かれが恩恵の豊かさによって滅びの塊から区別されていなかったゆえに受け取らなかったとも言われえないからである。なぜなら、欠陥のある出生の原因となったかれが罪を犯す以前に、かの人類の滅びの塊は存在していなかったからである (10,26)。

ここでは、最初の人間であるアダムは、堅忍の恩恵を受けていなかったために、始原の状態から墮落したのであるから、その墮罪の責任はかれに帰せられることはないということが主張されている。

この主張に対して答えるために、アウグスティヌスは、神は天使と人間を、自由意志を有する者として創造し、まずは自由意志が何をなしうるか、次に神の恩恵と正義の審きが、何をなしうるかを示すように秩序を整えられたことを、わたしたちがまったく正しく信じていることを告白することは非常に有益なことであると述べる (10,28)。

10章28節では、アダムが有していた自由意志について次のように言われている。「人間もまた同じように自由意志をもつものとして創造されたのです。自分の将来の墮落を知っていませんでしたが、死なないことも、不幸にならないことも自分の能力のうちにあることを感じていましたから、やはり幸福な者として創造されたのです。この正しい、欠陥のない状態にあっては、もしかれが自由意志によって留まろうと欲したならば、かれはたしかに死と不幸を経験することなく、留まり続けるという忍耐の功績によって、聖なる天使たちを幸福にしたあの至福の完成を得ていたでしょう」と。

また、11章では、アダム (第一のアダム) が有していた神の恩恵とキリスト (第二のアダム) による神の恩恵の違いについては次のように述べられる。

最初の人間は、悪しき者になろうとは決して望まない、という恩恵を持っていませんでした。そのうちに留まり続けようとするならば、けっして悪しき者にならず、しかも、それなしには自由意志をもってしても善き者ではあ

りえない恩恵を持っていましたが、その恩恵を自由意志で捨て去ることもできたのです。なぜなら自由意志は悪のためには十分であるが、善のためには、全能なる善によって助けられなければ不十分であるからです。もし最初の人間がこの助けを自由意志によって捨て去っていなかったならば、常に善い者として留まったでしょう。しかしかれが捨て去ったので見捨てられたのです。たしかにこの助けは望むときに捨て去ることもでき、また望むならばそのうちに留まり続けることもできたのですが、望むようにさせ得た助けではありません。これが第一のアダムに与えられた最初の恩恵ですが、第二のアダムに与えられた恩恵の方がこれより効力があります。第一の恩恵は人間がもし望むならば、義を持たせることのできる恩恵なのです。それゆえ第二の恩恵はさらに効力があり、望ませるように、また相反することを欲求する肉体の意志を霊の意志によって克服するほど強く望ませ、強い熱意をもって愛することさえさせることのできる恩恵なのです (11,31)。

両者の恩恵の違いがこの箇所において強調されるのであるが、このことからさらに次のような相違も確認されることになる。12章では次のように言われる。

罪を犯さないことができるということと罪を犯すことができないということ、死なないことができるということと死ぬことができないということ、善を放棄しないことができるということと善を放棄することができないということです。たしかに、最初の人間は罪を犯さないこともでき、死なないこともでき、善を放棄しないこともできたのです。……それゆえ、意志の最初の自由は、罪を犯さないことができるということでした。最後の自由は罪を犯すことができないという、もっと偉大なものでしょう。……堅忍の最初の能力は、善を放棄しないことができるということでした。堅忍の最後の幸福は、善を放棄することができないということでしょう (12,33)。

さらに、最初の人間 (アダム、第一のアダムとも言われる) が有していた賜物については、堅忍

との関連で次のように言われる。

最初の人間は、この賜物、すなわち善における堅忍を与えられてはいませんでした。耐え忍ぶか、耐え忍ばないかは、かれの裁断に委ねられたままになっていました。かれの意志は、いかなる罪も伴わないように造られたのであり、かれの意志自体からは、いかなるものも情欲をもって自らに逆らうことはなかったのですから、十分に強い能力を有しており、そのため、耐え忍ぶための裁断はこのような大きな善性と善く生きることの大きな容易さに委ねられているのは当然だったのです(12,37)。

以上の記述から、最初の人間であるアダムは、堅忍の恩恵を受けていなかったために、始原の状態から墮落したのであるから、その墮罪の責任はかれに帰せられることはないという主張に対しては、ある意味では堅忍する力を有していたと言えるのであって、したがって、アダムに責任を帰せることはできないとは言えないことが帰結するのである。

全体としての結びでは、14章において、「人びとは罪を犯したとき、譴責されるのを甘受しなければなりません。……正しい譴責は病人の回復が不確実であっても、治療のために使われるのです。そこで、もし譴責される者が予定された人びとの数に属しているならば、譴責はその人にとって有益な治療となりますが、反対に、もし属していないならば、譴責はかれにとって罰としての苦痛となります」(14,43)とされている。また16章では、「したがって、予定された人を予定されていない人から識別できず、それゆえ、すべての人びとが救われることを願わなければならないわたしたちに関する限り、わたしたちはすべての人びとに対して、かれらが滅びないように、あるいはかれらが他人を滅ぼすことがないように、厳しい譴責を治療のために行使しなければなりません」(16,49)とされている。

以上、序文、第一の部分、第二の部分、結びに分けて、『譴責と恩恵』の概要を述べてきたが、本論文では、「意志の自由」について、アウグスティヌスは最終的にどのように考えていたかということ、とくに『譴責と恩恵』を中心に検討するこ

とが主たる目的であるので、次章では、「意志の自由」に関して述べられている箇所を中心に考察を進めることにしたい。

第3章 譴責と人間存在の段階

(1) 譴責について

さて、「意志の自由」をめぐっての記述を吟味することに先立って、『譴責と恩恵』という著作において中心の用語となっている「譴責」について確認しておきたい。

日本語で「譴責」と訳される元のラテン語は、*correptio* である。語源的には、動詞の *corripere* に由来する。かき集める、ひったくる、非難する、告訴する等の訳語が当てられうる。さらには、*corripere* は、引き裂く、引き離す、奪い取る、略奪する等を意味する *rapere* と同族関係にある言葉であり、いずれにしても強い働きかけを想起させるものである。このことから、たとえば宮谷宣史氏は、『人類の知的遺産15 アウグスティヌス』において、本書の日本語訳を『奨励と恩恵』としているが⁽³⁾、ここで使用されている *correptio* には、相手に対する強い働きかけ、しかも相手を正し、矯正していくという目的をもって強い働きかけをするという意味合いが含まれていると考えて、教文館の邦題にしたがい、「譴責」という訳語を当てることにした。

本書において、「譴責は不要であり、祈りで十分である」という譴責に対する異議に対しては、一貫してその必要性をアウグスティヌスは主張したと言えるのであるが、その譴責の効用については、5章7節において次のように述べている。

すなわち、「あなたの欠陥が袋だたきにあって、あなたに医師を求めさせる有益な苦しみが生ずること……自分自身が自分に示されて、自分の歪んでいるのを見、改良者を熱望し、今の醜悪さのうちに取り残されないように嘆願すること」、これこそが譴責されることの意味合いであると述べているのである。しかしながら、そもそも譴責が不要か必要か、という見解の相違が出てくるその背景には、人間存在の捉え方の相違が横たわっていると考えられる。アウグスティヌスは、そもそも人間存在についてどのように考えているのであろうか。

(2) 人間存在の段階

アウグスティヌスは、二つの恩恵を区別する。それはアダムが有していた神からの恩恵とキリストによる恩恵である。そしてそのような二つの恩恵を区別することから、人間の存在の段階について、三つのステージに分けることが可能であると考えられる。

すなわち、罪を犯す前のアダム、アダムの子孫たち、キリストの恩恵によって聖なる者となった人たちが、の三つである。そして本書を読む限り、どの段階にある場合にも、譴責は一定の意味を有していると考えられている。なかでも、塊として存在しているアダムの子孫たち、すなわち、わたしたちの人間存在については、何よりも該当するのであり、したがって、そこにおいては、他者からの助けや助言は不要である、というようなことを主張することは決してできないのである。

それでは、三つのステージに分けることのできる「意志の自由」はどのようなものであったのであろうか。それを次章で見ることにしたい。

第 4 章 意志の自由をめぐる

アダムが罪を犯す前に有していた最初の自由意志は、善にも悪にも束縛されていない、その意味で両者に開かれていたそのような自由意志であったと考えられる。それは言葉を代えていうならば、自らを切り開くことのできる自由意志でもあり、恩恵との関係で述べるならば、恩恵を受けること乃至は受け続けることも可能であるとともに、その反対に、恩恵を捨てること、恩恵の働きを遮断することも可能な自由意志であったと考えられる。

しかしながら、アダムが原罪を犯したことにより、この自由意志は変化をこうむることになる。それでは、わたしたちの有している自由意志とはどのようなものであろうか。それについては、次のように言われている。「したがって、わたしたちは悪をも善をもなすための自由意志を持っていることを承認しなければなりません。しかし悪をなすにあたってはいかなる人も義に拘束されずに罪の奴隷なのですが、善をなすにあたってはいかなる人も、『もし子があなたがたを自由にするのであれば、あなたがたは真に自由になる

であろう』と述べられた方によって自由になるよう解放されていないならば、自由ではありえないのです」と。

わたしたちの自由意志は、義からは解放され、自由になってしまい、反対に、罪の奴隷となっているのである。すなわち、罪に隷属した状態になっている。この状態は、アダムが最初に有していた自らを切り開くことのできた自由意志によって、いわば、恩恵からの働きをシャットアウトしてしまったために、恩恵だけでなく、いわば他者からもシャットアウトされた状態を引き起こしてしまったということである。

そして最後の段階として、キリストの恩恵によって正され、癒されていく人びとに働く自由意志について、また、最終的には聖なる者となっていくことへと導かれる自由意志については、最初のアダムにおいて働いていた恩恵よりも、強力なものが働いていることが言われる。第二の恩恵については、たとえば次のように言われている。「それゆえ第二の恩恵はさらに効力があり、望ませるように、また相反することを欲求する肉体の意志を霊の意志によって克服するほど強く望ませ、強い熱意をもって愛することさえさせることのできる恩恵なのです」(11,31)と。また、「意志の最初の自由は、罪を犯さないことができるということでした。最後の自由は罪を犯すことができないという、もっと偉大なものでしょう」(12,33)とも言われる。

この第二の恩恵については、「罪を犯すことができない」ほどに、強力な恩恵の働きであることが想定されるために、どうしても、最初のアダムに働いていた自由意志、すなわち、善にも悪にも束縛されていないという、いわば両者に開かれている自由意志は、ここでは同様の仕方では働いていないとは考えにくいかもしれない。

しかしながらこれは、人間の在り方・境遇の変化を、この世界の歩みのなかに見だし、一貫して人間に対する神の救済の働きの下に考察しようとするアウグスティヌスの立場に他ならない。かれによれば、自由意志を、善にも悪にも開かれているとされる立場からのみ捉え、それによって人間の自由という問題の全体像を描くことは困難なことである。なぜなら、善にも悪にも開

かれているとされる自由意志の在り方は、罪を犯す前のアダムにのみ該当することだからである。自由意志の働きについては、その晩年まで重視しているアウグスティヌスではあるが、かれにとっては、人間の自由の問題を描くことの方がより重要であり、そのためにこそ、人間に対する神の働きかけのみならず人びとの働きかけも射程に入れて、「意志の自由」ということに焦点をあてて考察することが重要な意味を有していたと考えられるのである。

註

- (1) *De correptione et gratia*, 1, 1. なお、『譴責と恩恵』の日本語訳については、原則として、『アウグスティヌス著作集 第十巻』（教文館、1985年）所収の『譴責と恩恵』の日本語訳（小池三郎訳）に従う。
- (2) *Retractationes*, II, 67. 日本語訳は（1）に同じ。
- (3) 『人類の知的遺産 15 アウグスティヌス』（講談社、1981年）p.341.

Augustine on freedom of will in *De correptione et gratia*

Kikuchi, Shinji*

アウグスティヌスが、ハドウルメートウムにある修道院に宛てて執筆した二つの作品のうち、二番目に著された『譴責と恩恵』を取り上げる。この作品は、キリスト教史において、いわゆるセミ・ペラギウス主義的傾向を有する人びとを対象に書かれたものであるが、この作品において、神の恩恵と人間の自由意志との関係が問題となり、罪を犯した人びとへの譴責の意味が明らかにされる。

本論文では、アウグスティヌスの最晩年に記されたこの作品において、いわゆる自由意志の問題が、人間存在の段階に即して理解されていることを確認するとともに、意志の有する自由がどのような形で顕わにされているか、ということを引き彫りにする。

キーワード；自由意志、意志、恩恵、譴責

